

総合治水条例(仮称)骨子案に関する市町の意見と県の考え方

意見番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) _____:キーワード(事務局追記)	対応基本方針	県の考え方
1	総則編	基本理念	事実関係	(基本理念) 以下のとおり修正されたい。 3 「…河川及び下水道への負担を軽減させることを旨として、」の「ことを旨として」を「とともに」に修正する。 (理由) 流域内の保水機能の確保等により、河川等への負担軽減と合わせ、健全な水循環にも寄与することから、同列に扱うことが好ましい。	盛り込み済みです	【総則編(基本理念)骨子3,5】 本条例はあくまでも総合治水の推進を進めることを目的としており、健全な水循環が目的ではないので、総合治水の推進が健全な水循環に寄与としますが、総則編(基本理念)骨子3の「健全な水循環の確保等自然環境にも寄与するとの認識のもと」の部分と、骨子5として、「総合治水対策は、河川流量の安定等健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に寄与することを踏まえて推進されなければなりません。」を追記します。
2	総則編	基本理念	事実関係	(基本理念) 以下のとおり修正されたい。 4 「…及び社会経済活動への深刻な被害を回避する」の「被害」を「影響」に修正する。 (理由) 県民生活等への被害よりも“影響”が適切と考える。	反映しました	【総則編(基本理念)骨子4】 総則編(基本理念)骨子4の「被害」を「影響」に修正しました。
3	総則編	市町の役割	事実関係	以下のとおり修正されたい。 市の役割 「県の策定する総合治水推進計画に沿って、総合治水対策の推進に関し、その地域の特性」を「総合治水対策の推進に関し、県の策定する総合治水推進計画に沿って、その地域の特性」に修正する。 (理由) 基本理念の中に、総合治水対策が謳われていることから、順序を入れ替え、文章をより明確にする。	反映しました	【総則編(市町の役割)骨子1】 「県の策定する総合治水推進計画に沿って、総合治水対策の推進に関し、その地域の特性」を「総合治水対策の推進に関し、県の策定する総合治水推進計画に沿って、その地域の特性」に修正しました。
4	総則編	総合治水推進計画	インセンティブ	施設整備等を総合治水推進計画に位置づける際には、費用負担(維持管理費を含む)を誰が、どの程度負担していくかが課題になると思われる。	条例制定後に参考とします	総則編(基本理念)骨子1で、「県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進されなければなりません。」としており、このための方策として行う施設整備については、方策編〔 〕の調整池については開発者、方策編〔 -1〕〔 〕の設備の整備については施設所有者に努めてもらうこととしています。この他、方策〔 〕〔 〕〔 〕〔 -2〕の施設における取り組みについても、施設所有者により取組を行なってもらうものです。 なお、総則編(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
5	総則編	総合治水推進計画	総合治水推進計画の枠組み	総合治水推進計画「地域毎」の地域を明確にする必要がある。 (理由) 用語解説にも定義がなく、県民局単位、市町単位、流域毎など様々な単位が考えられ、上下流間の調整等(上流の市町への過度の期待)、県の思惑と市町の考えとが異なる恐れがある。	反映しました	【総則編(総合治水推進計画)解説(1)】 総則編(総合治水推進計画)解説(1)に、「地域」は、主要な河川の流域を基本とし、土地利用の実態や周辺の河川の状況等を踏まえ、県内を10程度に分割して設定することを想定していることを追記しました。
6	総則編	総合治水推進計画	総合治水推進計画の枠組み	推進協議会の構成と計画内容をどのように想定しているのか。 計画に位置づけられた施設は、一定の配慮が必要となるが、全ての利害関係人が参加するものでない。 計画の内容をどのように周知し、どのように実施させるのか。	反映しました	【総則編(総合治水推進計画)解説(2)(3)】 総則編(総合治水推進計画)解説(3)で、総合治水推進協議会は、県のほか、国、地域内に所在する市町、県民及び事業者等の中から、各地域の特徴や課題等を勘案して構成することを追記しました。 また、解説(2)で、計画に盛り込むべき基本的な事項を示すとともに、広く情報を開示するとともに、県民の意見を聴くことに努めることを追記しました。

総合治水条例(仮称)骨子案に関する市町の意見と県の考え方

意見番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) ____:キーワード(事務局追記)	対応基本方針	県の考え方
7	総則編	総合治水推進計画	総合治水推進計画の枠組み	計画に、出水時における河川へのポンプ排水の抑制や雨水貯留浸透設備の設置・維持、施設の浸水被害軽減のための耐水化などを位置づけ対策を講じるにあたっては、市及び施設管理者等と十分調整を図っていただくようお願いしたい。	反映しました	【総則編(総合治水推進計画)解説(3)】 総則編(総合治水推進計画)解説(3)で、総合治水推進協議会は、県のほか、国、地域内に所在する市町、県民及び事業者等の中から、各地域の特徴や課題等を勘案して構成することを追記しました。
8	総則編	総合治水推進計画	総合治水推進計画の枠組み	計画及び効果検証作業にはきめ細かな降雨予測、雨量・流量観測が必要であると考えられることから、県の積極的な取り組みをお願いします。	盛り込み済みです	【方策編()骨子1】 方策編()骨子(1)で、県は、県が管理する河川について、水位及び雨量の観測情報並びに浸水被害発生のおそれの情報等を市町に提供したり、これを一般に周知することその他の必要な施策を講じることを明記しています。
9	総則編	総合治水推進計画	事実関係	調整池及び総合治水推進計画の推進主体は全て県か。	反映しました	【総則編(総合治水推進計画)解説(3)】 総則編(総合治水推進計画)解説(3)で、総合治水推進協議会は、県のほか、国、地域内に所在する市町、県民及び事業者等の中から、各地域の特徴や課題等を勘案して構成することを追記しました。
10	総則編	その他	インセンティブ	施策の実施にあたっては、費用負担が課題になることから、県におかれても施策を推進するための助成等、支援策を検討いただくようお願いしたい。	条例制定後に参考とします	総則編(基本理念)骨子1で、「県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進されなければなりません。」としており、このための方策として行う施設整備については、方策編()の調整池については開発者、方策編(-1)()の設備の整備については施設所有者に努めてもらうこととしています。この他、方策()()()(-2)の施設における取り組みについても、施設所有者により取組を行なってもらうものです。 なお、総則編(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
11	総則編	その他	インセンティブ	治水機能を持たせることで、本来の施設の設定目的の機能が低下する、若しくは、新たな費用が発生する等の問題が生じることが、これらの点への対処方針が不明。	条例制定後に参考とします	総則編(基本理念)骨子1で、「県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進されなければなりません。」としており、方策編()()()()(-1)(-2)()の施設における取り組みについても施設所有者により取組を行なってもらうこととしています。 なお、骨子案の県の責務、市町の役割、県民及び事業者の役割の(解説)(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
12	総則編	その他	市町負担	かなり市町にかかる役割分担の記載がみられるが、財政上過大な負担があるならば難しい部分もあるかもしれない。	条例制定後に参考とします	総則編(基本理念)骨子1で、「県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進されなければなりません。」としており、このための方策として行う施設整備については、方策編()の調整池については開発者、方策編(-1)()の設備の整備については施設所有者に努めてもらうこととしています。この他、方策()()()()(-2)の施設における取り組みについても、施設所有者により取組を行なってもらうものです。 なお、総則編(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。

総合治水条例(仮称)骨子案に関する市町の意見と県の考え方

意見番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) ____:キーワード(事務局追記)	対応基本方針	県の考え方
13	総則編	その他	市町負担	それぞれの施策の推進に伴う市町負担や開発者の負担増にならない支援策の検討	条例制定後に参考とします	総則編(基本理念)骨子1で、「県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進されなければなりません。」としており、このための方策として行う施設整備については、方策編〔 〕の調整池については開発者、方策編〔 -1〕〔 〕の設備の整備については施設所有者に努めてもらうこととしています。この他、方策〔 〕〔 〕〔 〕〔 -2〕の施設における取り組みについても、施設所有者により取組を行なってもらうものです。 なお、総則編(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
14	総則編	その他	市町負担	市町には事務が発生しないのか。事務が発生した際、手数料等はあるのか。 (例)建築確認移譲事務交付金	条例制定後に参考とします	現時点では、県による費用負担は考えていません。
15	方策編	河川の整備	事実関係	この条例の対象となる河川は河川法に基づくもののみか。普通河川についての対応は如何。	盛り込み済みです	【方策〔 〕骨子1】 方策〔 〕に基づき計画の策定、整備を行う河川については、骨子1で、河川法に基づく河川と定義しています。ただし、本条例の目的として、総則編(基本理念)骨子1に、「総合治水対策は、台風などによる大雨、集中豪雨及び局地的大雨による浸水被害を軽減する」という目的を追記したとおり、河川法に基づく河川だけでなく、全ての県土における浸水被害の軽減を目的としているので、普通河川を含むあらゆる水路等についても、浸水被害を軽減するための取組が必要であり、浸水被害軽減の為に流路拡幅等、その他総合治水に資する取組を妨げるものではありません。
16	方策編	下水道施設の整備	貯留浸透設備設置に係る事務	雨水事業計画に流域対策に配慮することを規定している。浸水想定区域内にある県立施設は率先して、平面貯留等の対策に協力することとなるのか。	盛り込み済みです	【方策編〔 -1〕課題、解説(5)】 方策編〔 -1〕課題で、県及び市町や県民及び事業者自らが、浸水被害軽減の必要性を認識して、できるだけ広く貯留、浸透設備が設置され、特に効果の高い取組については、積極的に推進されるよう、協力を求める必要があることを明記し、解説(5)で、県、市町が所有者である校庭や公園などは、貯留効果が大きい雨水貯留設備を設置できることから県民・事業者による取組を先導するため、率先して総合治水推進計画に位置付けることが求められることを明記しています。
17	方策編	開発に伴う調整池の設置	他法令との関連	(都市計画法第29条に関する現行事務との関連) 1.条例が制定されれば、別法扱いとなり、調整池の協議において様式や協議方法が変更されると思うが、事務の流れはどうなるのか。 2.現在、市から副申をする流れになっているが変わるのか。 3.審査期間を開示することが必要になると思うが、その方法はどうか。 4.県での他市町の許認可権者としての事務の流れを教えてください。 5.条例化により、責任もついてくると思うが、県は窓口になるのか。	条例制定時に参考とします	調整池設置、保全の具体的な手続については、現行の行政指導要領や法令(都市計画法、森林法)に基づく開発許可手続との関連等を踏まえ、今後検討します。

総合治水条例(仮称)骨子案に関する市町の意見と県の考え方

意見番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) ____:キーワード(事務局追記)	対応基本方針	県の考え方
18	方策編	開発に伴う調整池の設置	他法令との関連	1.対象が河川のみならず雨水幹線なども対象となる場合が想定されるため、現行の開発許可による調整池設置協議(設置基準)は条例施行に伴いどう扱うか、又、見直し予定であれば、条例に基づく設置基準を示してほしい。 2.条例の手続きを担保するためには、都計法等の開発許可における協議対象機関との協議フロー及び情報提供方法について定める必要があるので整理願いたい。 3.都計法第29条及び宅計法第8条の許可において条例は必須の許可要件となる都計法第32条に準ずる扱いか、又、他法令扱いとなるかの法的根拠を示してほしい。(都計法第29条では第33条の技術基準を満たしてあれば許可しなければならないと定められている。)	条例制定時に参考とします	調整池設置、保全の具体的な手続については、現行の行政指導要領や法令(都市計画法、森林法)に基づく開発許可手続との関連等を踏まえ、今後検討します。
19	方策編	開発に伴う調整池の設置	他法令との関連	都市計画法では、市街化区域内の開発行為については、許可権者は技術基準に適合するものは許可しなければならないとされている。そこで、 ・調整池の設置については、都市計画法施行条例(県条例)にて措置されたい。 ・開発許可において、土地利用変更の抑制が必要な規模は、調整池の設置が必要となる規模と整合させていただきたい。	条例制定時に参考とします	都市計画法で対象とする開発行為以外の流出増を伴う開発行為についても調整池設置を求めるため、これら全ての開発に対して適用できるよう、都市計画法施行条例(県条例)での措置ではなく、本条例で規定することとしています。
20	方策編	開発に伴う調整池の設置	調整池設置・保全に係る事務	1.既設の公共施設で排水機能が十分に足りていたとしても、調整池の設置は必要なのか。 2.現況が森林・農地ではなく、宅地だったとしても調整池の設置は必要なのか。 3.市街化区域でも調整池は必要か。 4.1ha以上の開発であれば、無条件で調整池が必要になるのか。 5.費用の補助などはあるのか。	盛り込み済みです	1~4: [方策編()骨子1、2] 方策編()骨子1、2のとおり、降雨時における雨水の流出量の増大をもたらす行為を行う場合は、開発の規模にかかわらず、全県下において、基本的に当条例の適用を受けることとなります。 5: インセンティブについては、推進協議会だけで考えるものではなく、県として考えるべきであることを明記するため、総則編(県の責務)解説(9)を修文しました。「実際の取組を進める中で、各地域の総合治水推進協議会における総合治水推進計画策定の中で県民のニーズを確認しながら、今後、県関係部局が中心となり、県として有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行うものと考えています。」
21	方策編	開発に伴う調整池の設置	調整池設置・保全に係る事務	下流域に流れる水の量を、開発前と同程度に出来る構造の開発をすれば、1ha以上の開発区域でも危険な調整池を設置する必要がないのではないかと。宅地内に貯留桧や浸透桧、透水性舗装、流速を抑える水路勾配等、開発区域内全体で流量を抑える施策で良いのではないかと。調整池をつくるにしても、オープンタイプではなく地下式で上部を公園・緑地にするほうが良いのではないかと。	盛り込み済みです	[方策編()解説(7)] 方策編()解説(7)に、調整池の規模は、開発者が開発しようとする土地の属性の影響を受けるため、開発者が下流域の被害を軽減するために必要な規模の調整池を設置しなければならないという制約は、その土地の所有権(財産権)が内在している制約にあたるものと考えていることを明記しています。 また、調整池の構造については、技術基準を満たすものであれば地下式や覆蓋構造とすることにより、上部利用が可能となる場合がありますので、個別に判断されるべきものと考えます。
22	方策編	開発に伴う調整池の設置	調整池設置・保全に係る事務	1.調整池の設置基準である1ha以上の開発事業という面積要件の一律化については、現土地利用状況等によって勘案する必要があるのでは。 2.1ha未満であっても過去に浸水被害等がある箇所においては、勘案する必要があるのでは。 3.調整池の指導、事務については、県が行うのか、どの部局が行うのか。	盛り込み済みです	[方策編()骨子1、2、総則編(市町の条例との関係)] 1 方策編()骨子1、2のとおり、条例案としては、他法令の開発許可要件、現行の行政指導等を勘案し、1ha以上は義務、未満は努力義務とすることとしています。 2 総則編(市町の条例との関係)で、必要があれば、市町条例で本条例以上の効果が期待できる規定を適用できることとしています。 3 調整池の指導、事務については、条例に基づいて、県が行うこととなります。

総合治水条例(仮称)骨子案に関する市町の意見と県の考え方

意見番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) ____:キーワード(事務局追記)	対応基本方針	県の考え方
23	方策編	開発に伴う調整池の設置	調整池設置・保全に係る事務	1ha未満の開発でも一定の開発に対して設置義務を検討されたい。	盛り込み済みです	【方策編()骨子1, 2、総則編(市町の条例との関係)】 方策編()骨子1, 2のとおり、条例案としては、他法令の開発許可要件、現行の行政指導等を勘案し、1ha以上は義務、未満は努力義務とすることとしています。総則編(市町の条例との関係)で、必要があれば、市町条例で本条例以上の効果が期待できる規定を適用できることとしています。
24	方策編	開発に伴う調整池の設置	調整池設置・保全に係る事務	1.調整池指導要領は何年版を適用するのか。 2.調整池の規模等の設定にあたり(1)下流の河川はどの範囲まで対象とするのか (2)下流の河川が1/30で改修済みの場合、調整池はどのような規模となるのか (3)近年、集中豪雨が頻発しているため、降雨強度の更新が必要 3.審査体制と手続を明確にされたい。	条例制定時に参考とします	1.現行のH21.9を基本とし、条例施行に併せて基準を作成する予定です。 2(1):現行どおり、河口までです。 2(2):条例では、下流河川の状況にかかわらず1/30降雨を対象とした調整池を考えています。 2(3):今後の参考とさせていただきます。 3:調整池設置、保全の具体的な手続については、現行の行政指導要領や法令(都市計画法、森林法)に基づく開発許可手続との関連等を踏まえ、今後検討します。
25	方策編	開発に伴う調整池の設置	調整池設置・保全に係る事務	1.「開発許可権者から県への情報提供」とありますが、具体的な手法は考えているのか。 2.駐車場を利用した調整池は認めているのか。	条例制定時に参考とします	1 「開発許可権者から県への情報提供」の手法については、今後検討します。 2 駐車場を利用した調整池については、現在の行政指導では認めています。
26	方策編	開発に伴う調整池の設置	調整池設置・保全に係る事務	「情報提供」するタイミングを明確にする必要がある。	条例制定時に参考とします	今後検討します。
27	方策編	開発に伴う調整池の設置	調整池設置・保全に係る事務	調整池の代替地、開発の分割等による「逃げ道」を開発者に与えないようにされたい。	条例制定時に参考とします	現行の行政指導では、開発関係法令(都市計画法、森林法等)による許可と連携していることを踏まえ、関係機関との情報共有も含め、今後検討します。
28	方策編	開発に伴う調整池の設置	調整池設置・保全に係る事務	実際に1ha以上の土地の開発時期をずらしたり、開発者を関連別会社にして、1ha未満とし調整池を設置しなくて済むようにしたような場合があったが、その指導はいかに。	条例制定時に参考とします	現行の行政指導では、開発関係法令(都市計画法、森林法等)による許可と連携していることを踏まえ、関係機関との情報共有も含め、今後検討します。
29	方策編	開発に伴う調整池の設置	調整池設置・保全に係る事務	林地開発やゴルフ場等の大規模開発に対しては、調整池の設置以外にも、残地森林や公園・緑地等の維持・向上が必要であり、条例に記載すべきと考える。	盛り込み済みです	【方策編(-1)〔 〕】 開発地における流出抑制については、調整池を設置することにより確保し、それ以上の流出抑制については、方策編(-1)雨水貯留浸透設備の設置、維持、〔 〕森林整備による保水力の維持、向上により、土地の所有者等に実施していただくものとしています。 なお、残地森林等の確保など、それぞれの開発許可要件として対応される場合もあります。
30	方策編	調整池の保全	調整池設置・保全に係る事務	点検報告等何か行政側がチェックされるようなことは考えているか。	条例制定時に参考とします	調整池設置、保全の具体的な手続については、現行の行政指導要領や法令(都市計画法、森林法)に基づく開発許可手続との関連等を踏まえ、今後検討します。
31	方策編	調整池の保全	調整池設置・保全に係る事務	1.監視は県が対応すると考えて良いか。 2.調整池の機能を適切に保全するにあたり、浚渫の基準はないのか。水量標示版の設置、土砂しゅんせつ位置の表示等については如何か。	条例制定時に参考とします	調整池設置、保全の具体的な手続については、現行の行政指導要領や法令(都市計画法、森林法)に基づく開発許可手続との関連等を踏まえ、今後検討します。

総合治水条例(仮称)骨子案に関する市町の意見と県の考え方

意見番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) ____:キーワード(事務局追記)	対応基本方針	県の考え方
32	方策編	調整池の保全	調整池設置・保全に係る事務	開発者が倒産等した場合、市町が保全管理を行うのか。 (市町が管理することになった場合、以下の課題については如何) ・子供の水難事故についての責任の所在はどうか。 ・不法投棄についての対応はどうか。 ・経年による修繕の対応は誰がするのか。	条例制定時に参考とします	1 開発者が倒産したケースでは、調整池の土地所有者により保全する方向で検討中です。 2 また、子どもの水難事故への対応、不法投棄への対応、経年変化による維持修繕対応等については、維持管理にかかる責任として所有者により対応されるべきものと考えています。
33	方策編	調整池の保全	調整池設置・保全に係る事務	1.調整池の所有者とは、開発業者以外の市町村、自治会等も含まれるのか。 2.枠内“5 上記2の調整池を保全しない開発者...”の記述について、他では所有者と記述しているが、文言を使い分ける理由があるのか。	反映しました	1:市町村、自治会等が調整池の所有者である場合は、本方策の対象となります。 2:[方策編()骨子5] 保全するのは所有者であることから、方策編()骨子5の「開発者」を、「所有者」に修正しました。
34	方策編	流出増を伴う土地利用変更の抑制	他法令との関連	土地利用関連の法律が多数あるが、対象となる法律を明確にする必要がある。	盛り込み済みです	[方策編()骨子、()骨子] 方策編()骨子、()骨子で、国土利用計画法、その他土地利用に係る個別規制法に基づく土地利用に係る計画としており、個別規制法を限定していないため、全ての法を対象としています。今後、法制の観点から必要があれば、個別規制法を定義します。
35	方策編	流出増を伴う土地利用変更の抑制	他法令との関連	開発許可に係るもの以外の土地利用変更についての対応は、具体的な規制手法を措置されたい。	盛り込み済みです	[方策編()骨子、()骨子] 土地利用計画については方策編()骨子、()骨子で、計画を定める際には考慮してもらった旨明記しています。計画策定時の具体的な配慮の方法については、今後検討するものと考えています。
36	方策編	流出増を伴う土地利用変更の抑制	事実関係	「浸水被害を増大させる土地利用変更の抑制」と、同一の内容であり、まとめるべき。	盛り込み済みです	[方策編()解説(2)] 方策編()解説(2)で下記のとおり明記しています。 「本方策は、土地利用に係る計画を定めるにあたり計画策定者に対して考慮を求める点で、方策 の「浸水被害を軽減するための土地利用の制限」と共通しています。しかし、本条例においては、総合治水の柱である「河川・下水道対策」「流域対策」「減災対策」の分類で整理しており、本方策は、雨水の流出を抑制する「流域対策」の一環であり、 の方策は浸水被害を軽減する「減災対策」の一環ですので、それぞれの対策ごとに位置づけています。」
37	方策編	土地の遊水機能の維持	インセンティブ	霞堤等による遊水地に固定資産税の減免措置を検討されたい。	条例制定後に参考とします	総則編(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
38	方策編	遊水機能の維持	方策(調整池・貯留浸透設備以外)推進の事務	対応策は、県が個別に土地所有者に説明し、依頼するのか。 開発許可等で対応するとすれば、開発担当が対応できるか。	反映しました	[方策編()骨子1] 県が施策を講じることとしていますが、河川管理者や市町等の関係機関と連携する必要があるため、方策編()骨子1を、「県は、市町と共同して、その土地利用状況も勘案しながら、減災対策の実施とあわせ、土地所有者等に協力を求める等遊水機能の維持に資する施策を講じます。」に修文しました。 開発許可で対応する場合は、開発担当が中心となって対応していただくこととなります。

総合治水条例(仮称)骨子案に関する市町の意見と県の考え方

意見番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) ____:キーワード(事務局追記)	対応基本方針	県の考え方
39	方策編	出水時における河川へのポンプ排水の抑制	方策(調整池・貯留浸透設備以外)推進の事務	緊急時の排出抑制(ポンプ停止)については、河川管理者が一定の基準に基づき判断することを明確にすべきである。(理由)市が判断することは難しい。また、努力義務では停止が難しい。平時の対策を実施する上でも、基本的な考え(ポンプ停止)を市民に伝える必要がある。	盛り込み済みです	【方策編()解説(1)】 外水氾濫に伴う甚大な被害を回避・軽減するために、ポンプ施設の管理者は、河川管理者と連携して排水ポンプの運転停止ルールを策定するとともに、排水ポンプ停止に伴う内水被害を軽減する対策に努めることを、方策編()解説(1)に明記しています。
40	方策編	出水時における河川へのポンプ排水の抑制	事実関係	県内各市町の動向及び対応策について情報提供を求める。	盛り込み済みです	【方策編()現状(4)】 方策編()現状(4)に記載しているとおり、県内において運転調整ルールが定められた事例はありません。
41	方策編	-1 雨水貯留浸透設備の設置、維持	貯留浸透設備に係る事務	1.河川の上流域では森林、農地が大部分を占め、ため池や農地の一時貯留は効果的であると思われる。 2.農政環境部と十分な調整を図り農業施設の貯水機能、遊水機能の効果的な活用を図れるよう調整が必要と思われる。	盛り込み済みです	1:【方策編(-1)現状(4)】 方策編(-1)現状(4)で、水田やため池の雨水貯留効果を確認した上で、解説(2)に取組の実施と保全が重要であることを追記し、「一定の雨水貯留浸透効果がある水田やため池においては、その効果を高めるための取り組みの実施だけでなく、その保全にも努めていただくことが重要です。」と修正しました。 2:【総則編(基本理念)骨子1】 総則編(基本理念)骨子1で、県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進されなければなりません。」と明記しています。関係者間の調整方法については、取組を進める中で議論されるべきと考えます。
42	方策編	-1 雨水貯留浸透設備の設置、維持	貯留浸透設備に係る事務	学校施設については、災害時には避難所に指定されており、住民の避難に支障が生じないよう十分な検討と実証を行ったうえで、個々の施設の状況に応じて、総合治水推進計画に位置付ける必要がある。	条例制定後に参考とします	方策編(-1)解説(4)で、「総合治水推進計画で雨水貯留浸透設備を設置又は維持すると定められた施設の所有者は、施設の安全利用を勘案した上で、同計画に基づいて、設備を設置又は維持しなければなりません。」と明記しています。 個別の施設での対応については、方策編(-1)課題及び解説(5)で示しているとおり、公共施設において率先して取り組むべきであり、その際には、この考え方に沿って、総合治水推進計画策定の際に議論されるものと考えます。
43	方策編	-1 雨水貯留浸透設備の設置、維持	貯留浸透設備に係る事務	1.学校の運動場に貯水を行う場合、影響を最小限とするよう学校、施設管理者と十分に協議・検討を行うとともに、運動場の機能に障害が生じた場合には、速やかに機能回復が図れるよう責任体制を明確にし、学校に費用負担が生じないよう総合治水推進計画策定を進める中で、検討されたい。(耐水化についても、同様) 2.学校については、雨水貯留浸透設備の設置と避難所としての耐水化という一見して相反する機能が求められているため、十分な検討を行いながら、計画策定を進められたい。 3.運動場に貯水する場合、地盤そのものへの影響の有無について、技術的検証が必要である。 4.貯水の頻度や貯水量など、施設管理に必要なデータ等は開示し、施設管理者に提供されたい。	条例制定後に参考とします	方策編(-1)解説(4)で、「総合治水推進計画で雨水貯留浸透設備を設置又は維持すると定められた施設の所有者は、施設の安全利用を勘案した上で、同計画に基づいて、設備を設置又は維持しなければなりません。」と明記しています。 個別の施設での対応については、方策編(-1)課題及び解説(5)で示しているとおり、公共施設において率先して取り組むべきであり、その際には、この考え方に沿って、総合治水推進計画策定の際に議論されるものと考えます。

総合治水条例(仮称)骨子案に関する市町の意見と県の考え方

意見番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) ____:キーワード(事務局追記)	対応基本方針	県の考え方
44	方策編	-1 雨水貯留浸透設備の設置、維持	貯留浸透設備に係る事務	特に学校園に関しましては、教育現場という本来の学校運営への影響をはじめ、学童保育や地域コミュニティセンターといった機能を併設させていること、また、災害時の避難所として指定していること等もあり、利用者の安全確保が大きな課題である。今後、施設整備にあたっては県、市町の連携による関係機関との綿密な調整とともに関係者への設置及び維持の普及啓発が必要。	条例制定後に参考とします	方策編〔 -1〕解説(4)で、「総合治水推進計画で雨水貯留浸透設備を設置又は維持すると定められた施設の所有者は、施設の安全利用を助察した上で、同計画に基づいて、設備を設置又は維持しなければなりません。」と明記しています。 個別の施設での対応については、方策編〔 -1〕課題及び解説(5)で示しているとおり、公共施設において率先して取り組むべきであり、その際には、この考え方に沿って、総合治水推進計画策定の際に議論されるものと考えます。
45	方策編	-1 雨水貯留浸透設備の設置、維持	貯留浸透設備に係る事務	雨水浸透施設の普及のためには、その定量的な効果を明らかにされたい。	条例制定後に参考とします	住宅への雨水貯留タンクの設置することを推奨し、助成制度を設けている自治体もあることを踏まえて、今後、総合治水推進計画の策定、見直し、総合治水の取組推進を実施するなかで、必要に応じて取組の効果を明らかにすることを検討します。
46	方策編	-1 雨水貯留浸透設備の設置、維持	貯留浸透設備に係る事務	各戸貯留や浸透外等の定量的な効果を示されたい。	条例制定後に参考とします	住宅への雨水貯留タンクの設置することを推奨し、助成制度を設けている自治体もあることを踏まえて、今後、総合治水推進計画の策定、見直し、総合治水の取組推進を実施するなかで、必要に応じて取組の効果を明らかにすることを検討します。
47	方策編	-1 雨水貯留浸透設備の設置、維持	貯留浸透設備に係る事務	具体的に取り組む方法を明らかにされたい。	条例制定後に参考とします	住宅への雨水貯留タンクの設置することを推奨し、助成制度を設けている自治体もあることを踏まえて、今後、総合治水推進計画の策定、見直し、総合治水の取組推進を実施するなかで、必要に応じて取組の効果を明らかにすることを検討します。
48	方策編	-2 貯水施設による雨水貯留容量の確保	市町負担	市としての費用負担を考えていない。 水田の雨水貯留や、ため池の水位下げについて、河川管理者の責任で財政手当てを実施して頂きたい。	条例制定後に参考とします	総則編(基本理念)骨子1で、「県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進されなければなりません。」としており、このための方策として行う施設整備については、方策編〔 -1〕〔 〕の調整池については開発者、方策編〔 -1〕〔 〕の設備の整備については施設所有者に努めてもらうこととしています。この他、方策〔 〕〔 〕〔 〕〔 -2〕の施設における取組についても、施設所有者により取組を行なってもらうものです。 なお、総則編(県の責務)解説(9)のとおり、方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
49	方策編	森林整備による保水力の維持、向上	市町負担	県の森林保全事業メニューと助成制度の充実と県民への周知を図る方策全般について検討されたい。	条例制定後に参考とします	今後、総合治水推進計画の策定、見直し、総合治水の取組推進を実施するなかで、検討します。
50	方策編	浸水想定区域及び浸水の深さの周知	方策(調整池・貯留浸透設備以外)推進の事務	ハザードマップには以下の内容を考慮することが望ましい。 ・ため池の決壊 ・断層位置 ・農林関係の崩壊土砂流出 ・山腹崩壊危険区域	条例制定後に参考とします	1.県ホームページのCGハザードマップで、「雪崩」、「地すべり」、「土石流」、「急傾斜」、「山腹崩壊」の危険区域、また、「警戒ため池」を公開しています。 2.これらの情報について、県も提供に努めますが、市町民に周知するためのハザードマップについては、地域防災を担う市町において、県関係部局と連携し、作成、公表されるべきものと考えています。

総合治水条例(仮称)骨子案に関する市町の意見と県の考え方

意見番号	大項目	小項目	種別	意見(ほぼ原文) ____:キーワード(事務局追記)	対応基本方針	県の考え方
51	方策編	浸水想定区域及び浸水の深さの周知	事実関係	ハザードマップの前提条件としての「被害想定(浸水想定区域や水深等)」は従来から基準(時間雨量や積算雨量等)を見直されたのか。もしくは、あくまでも総合的な対策の組合せにより、想定以上の災害への対応力を向上させることが狙いなのか。近年の災害の傾向についての意識付け(危機感)が伴わないと理解を得るのにも時間がかかると考える。	盛り込み済みです	【方策編()骨子1, 2, 3、現状1(1)】 1 水防法に基づく浸水想定区域図は水防法に基づき、浸水想定区域図作成マニュアルに準じて浸水想定区域及び浸水深を算出していますが、方策編()現状(1)で、「浸水被害が発生する際に、県民が平時から安全な避難等の準備を行うことができるように、」と明記しているとおり、幅広く浸水被害を軽減することが目的です。 2 意識づけ、理解を得るために、骨子1で県は施策を講じ、市町には施策を講じるよう努めてもらい、県民事業者には情報の把握、周知に務めてもらうことを明記しています。
52	方策編	浸水想定区域及び浸水の深さの周知	事実関係	県管理河川の浸水想定区域を開示して欲しい。	盛り込み済みです	【方策編()現状1(3)】 方策編()現状1(3)に示しているとおり、現在404河川について作成し、市町に提供済みです。また、県ホームページでCGハザードマップとして公開しています。今後、県管理の全河川(684河川)に拡大して作成、提供する予定です。
53	方策編	水防体制の強化、防災訓練等の実施	総合治水推進計画の枠組み	防災活動拠点の整備、防災リーダーの育成、訓練、行政との連携など、総合治水推進計画に盛り込むことが必要。 また、モデル地区を設定し実践することが必要である。	反映しました	【総則編(総合治水推進計画)解説(1)(2)】 総合治水推進計画に記載する内容、モデル的にひな形を策定することなど、総合治水推進計画の基本的な考え方を、総則編(総合治水推進計画)解説(1)(2)に示しました。 なお、防災リーダーの育成等について、方策(現状)(2)、(課題)(3)、(解説)(3)に追記しました。
54	方策編	土地利用変更の抑制	他法令との関連	1.具体的な法令及び措置及び手続きが不明。 国土利用計画法、都市計画法、農振法のみか、それ以外に対象とする法律はないのか。対象となる法律を明確にしなければ、対応が出来ない。 2.農地を埋め立てると、貯水機能は減少するが、その代替として、どのような対策があるのか。具体的な流出増及び抑制量の基準がなければ、対応が出来ない。 3.案文では県が計画を定める者に協力を求めるとされているが、市町の役割等はないのか。	条例制定時に参考とします	1 方策編()骨子、()骨子で、国土利用計画法、その他の土地利用に係る個別規制法に基づく土地利用に係る計画としており、個別規制法を限定していないため、全ての法を対象としています。今後、法制の観点から必要があれば、個別規制法を定義します。 2 基準がなくとも、貯留浸透に務めていただくことは可能と考えていますが、基準については、今後、総合治水推進計画の策定、見直し、総合治水の取組推進を実施するなかで、検討する必要があると考えています。 3 方策編()骨子の「計画を定める者」が市町の場合は、同規定に基づく県からの協力の求めがあれば、当該計画に浸水被害による影響を考慮するよう協力を求めます。
55	方策編	土地利用変更の抑制	他法令との関連	法令で規定されている条件に更に規制を条例で加えることは、可能か。 例えば、都市計画法に基づく線引き時に、法では区域設定の要件になっていない「流出増」について、条例でその要件に加えることは可能か。	その他	条例では、土地利用に係る計画を定める者に対して、計画策定時に浸水被害による影響を考慮するよう求めるものであり、現行法上の要件に上乗せするものではありません。 都市計画法では、市町の条例に読み替える規定はありません。